

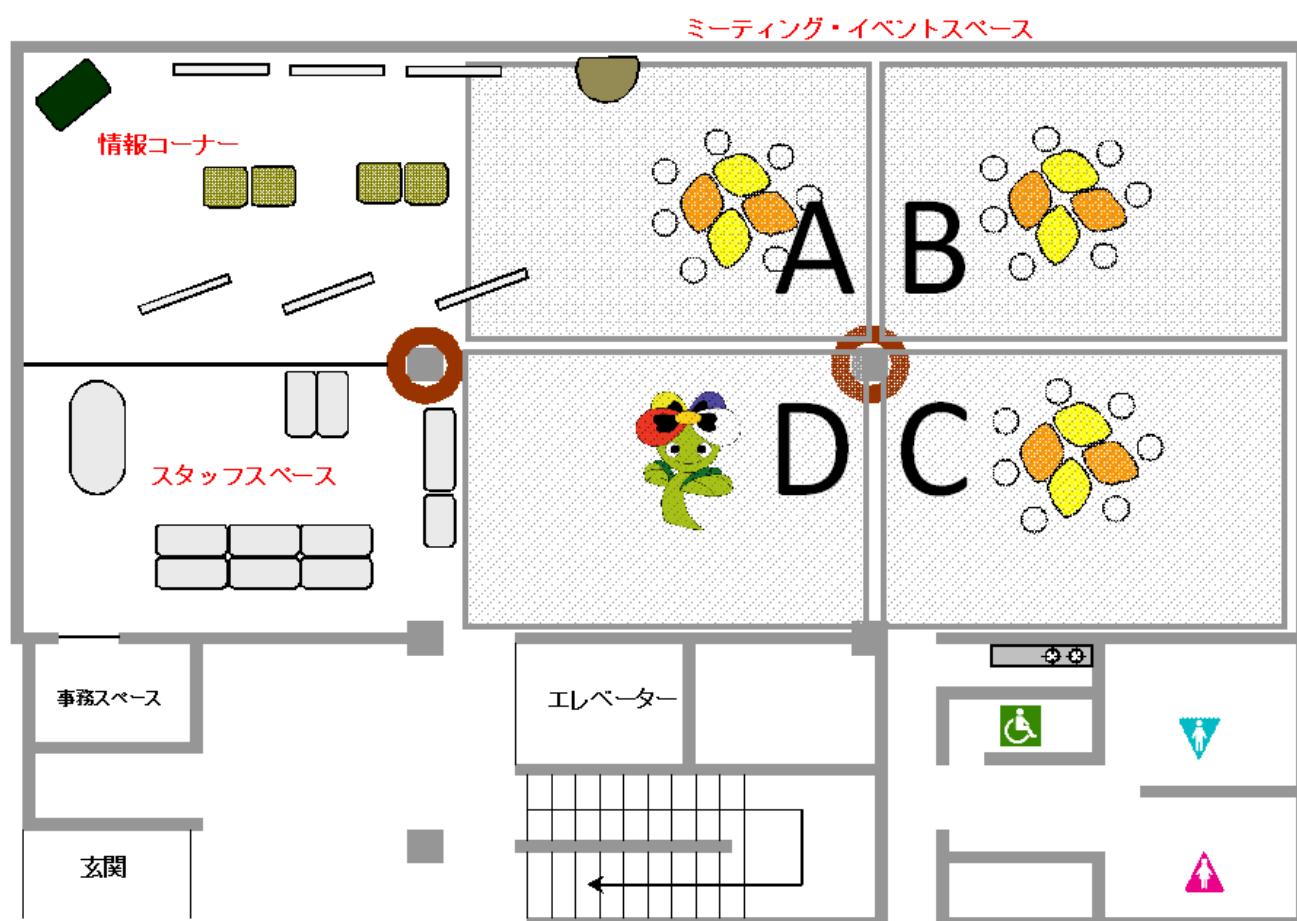
# ひがしなり市民協働ステーション

## ふれ愛パンジー

# ご利用案内

### ◆「ふれ愛パンジー」って、何のためのスペース？

- 「いきいきとしたまち」、「安心して暮らせるまち」、「安全に暮らせるまち」、「こころ豊かに暮らせるまち」など、東成区をよりよいまちにしていくために「ことを起こす！」ための拠点
- 東成区における豊かなコミュニティを醸成していくため、区民相互間の交流や区民と区外の人との交流を進める場所



## ◆どんな利用ができるの？

ふれ愛パンジーの趣旨にかなったミーティングや小規模イベントにご利用できます。

また、予約のない時間は、「憩いの場」としてどなたでも利用できます。

- ① ミーティング（2名～20名程度）
- ② 小規模イベント（展示型イベントも可能）
- ③ 情報コーナーでのチラシ設置・ポスター掲示

## ◆いつ利用できるの？

- ① 月～木曜日：午前9時～午後5時30分      ② 金曜日：午前9時～午後9時  
※ A～Dのミーティング・イベントスペースのうち最大2区画まで予約による利用もできます。
- ③ 第4日曜日：午前9時～午後5時30分  
※ 予約のみ利用ができます。A～Dのミーティング・イベントスペースの全4区画を利用できます。

## ◆どうやって利用するの？（※各書類は、区役所開庁時間内に持参してください）

### ① 団体登録

ふれ愛パンジーは、利用する市民活動団体の登録制度を設けています。この制度はふれ愛パンジーの利用団体を明確にするとともに、団体相互の情報交換や、区民の皆さんへの活動紹介、主催事業のご案内などに活用することを目的としています。

ミーティング、イベント、展示、情報コーナーでのチラシ設置・ポスター掲示でふれ愛パンジーを使用する団体等は、まずは「利用団体登録書」（様式1）を提出していただきます。

### ② スペースの利用申し込み

「利用申込書」（様式2）を提出してください。先着順に受付をします。ミーティングの予約は利用日の1カ月前から、イベント・展示の予約は利用日の3カ月前から申し込みができます。ただし、第4日曜日を利用する場合は、利用日の1週間前までに申し込んでください。

※ 展示等で2日以上占有利用をする場合は、別紙「占有利用について」をご参照ください。

### ③ 情報コーナーでのチラシ設置・ポスター掲示の申し込み

「情報コーナー利用届」（様式3）を提出してください。ただし、スペースの都合上、設置できない場合があります。詳細は、「情報コーナー利用届」裏面をご覧ください。

※ 参加料を集めるイベント利用やチラシの設置等については、申込時に「収支見込み」（様式自由）を提出していただき、利用可能どうかの判断をさせていただきます。（実費相当と判断できるものに限り。）

### ④ ボランティア活動報告

登録団体は年に1回以上のボランティア活動をしていただき、年度末に「ボランティア活動報告書」（様式4）を提出していただきます。報告書の提出がない場合は、次年度の団体登録の際、2回以上のボランティア活動をしていただくことを条件とします。

## ◆どんな備品が使えるの？

備品類は次のようなものがあり、すべて無料で利用できます。

- ・テーブル（ひし形）12台（1区画4台程度）
  - ・椅子30脚（1区画8脚程度）
  - ・司会台
  - ・マイク（有線2本/無線1本）
  - ・パネルボード8枚
  - ・TVモニター
  - ・プロジェクター
  - ・スクリーン
- ※ 備品類は利用者が配置し、利用後は元の位置に戻しておいてください。

## ◆ご利用にあたってのご注意

- ・ふれ愛パンジーでの食事は原則禁止とします。飲食を伴うイベントやミーティングはご相談ください。
- ・営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動、他の利用者の迷惑になる行為、暴力団の利益になり又はそのおそれがあると認められる場合、ふれ愛パンジーの趣旨に鑑みて不適切と判断される場合はご利用できません。
- ・使用后清掃のうえ、ごみや空き缶などは利用者でお持ち帰りください。
- ・施設内は禁煙で、火気の使用もできません。
- ・建物や備品等を損傷したときは、実費にて弁償していただきます。
- ・これらのご注意を守っていただけない場合は、利用を中断またはお断りすることがあります。
- ・ふれ愛パンジーが期日前投票所に指定された時は最優先で取り扱うものとし、既に利用申し込みがされていても利用できなくなる場合がありますので、予めご了承ください。また、利用できなくなることにより、代替施設の確保や、発生した損害の賠償について東成区役所は責任を負いません。